

船舶事故調査報告書

令和元年12月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年6月28日 19時20分ごろ
発生場所	静岡県静岡市清水港袖師第1ふ頭7号岸壁 清水港外防波堤南灯台から真方位295°920m付近 (概位 北緯35°01.9' 東経138°30.6')
事故の概要	コンテナ船GLORY TIANJINは、出港操船中、また、引船富嶽丸は、GLORY TIANJINの出港支援作業中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年7月11日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A コンテナ船 GLORY TIANJIN（中華人民共和国香港特別行政区籍）、9,952トン 9754771（IMO番号）、GLORY TIANJIN SHIPPING CO.,LTD B 引船 富嶽丸、198トン 134447、清水埠頭株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A（中華人民共和国籍）、船長免状（中華人民共和国発給） B 船長B、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 右舷船尾部外板に破口及び擦過傷 B 左舷船首部ビットの脱落
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏 日没時刻：19時04分ごろ
事故の経過	A船は、船長Aほか18人（全員中華人民共和国籍）が乗り組み、右舷船尾部にB船のタグラインを取り、船長Aの操船により、清水港袖師ふ頭の岸壁を左舷着けの状態から離岸して同ふ頭南東方の海域まで後進した後、B船に船尾を右方に引かせて左回頭を行った。 A船は、船長Aが、船長Bに、引くのを停止させてタグラインを放す旨を伝え、タグラインを放したのちに左舵20°として主機を極微速力前進とし、清水港の港口に向けて左回頭しながら前進したところ、右舷船尾部がB船の左舷船首部に衝突した。 船長Aは、左回頭を開始した際、B船がA船の右舷船尾部に接近していることを確認していなかった。 B船は、船長Bほか3人が乗り組み、A船の右舷船尾部にタグラインを取って出港支援作業中、船長Aからタグラインを放す旨の連絡を受けた後、船長Bが、放されたタグラインがA船のプロペラに巻き込

	<p>まれないようウインチでタグラインを巻き込みながらA船の右舷船尾部に接近し、左舷船首部が左回頭を始めたA船の船尾部に衝突した。</p>
分析	<p>A船は、出港操船中、船長Aが、B船が右舷船尾部に接近していることに気付かずに左回頭を開始したことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、A船の出港支援作業中、船長Bが、船長Aと操船情報を共有しない状態でタグラインがA船のプロペラに巻き込まれないよう同ラインをウインチで巻き込みながらA船の船尾部に接近したことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、日没後の薄明時、A船が出港操船中、B船がA船の出港支援作業中、船長Aが、B船が右舷船尾部に接近していることに気付かずに左回頭を開始し、また、船長Bが、船長Aと操船情報を共有しない状態でタグラインがA船のプロペラに巻き込まれないよう同ラインをウインチで巻き込みながらA船の船尾部に接近したため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貨物船の船長等は、引船の支援を受けて操船する場合、引船に主機及び舵の使用状況等の操船情報を提供し、周囲の確認を適切に行うこと。 ・ 引船の船長等は、貨物船の操船支援を行う場合、貨物船の船長と操船情報を共有して操船支援に当たり、タグラインがプロペラに巻き込まれるおそれがある際には、速やかに貨物船に連絡すること。